

叢談

カードの世紀

第196回

18歳以上? 18歳以下? 「支給金」対象者制限の混乱と疑問

ペイメントカード発展史の見聞者の立場から

櫻井 澄夫

私が住んでいる 横浜市栄区の土地柄

私がいま住んでいる横浜市栄区は、横浜市では最も南に位置し、すぐ南には鎌倉市があるから、南に面した丘の上の住居からは、鎌倉の緑が見える。その向こうは由比ガ浜、そして相模湾だ。このあたりは東京に近いから都市化が進んでいるとはいっても、農家も散在し、いわゆる「鎌倉野菜」と称するものも付近一帯で栽培されているから、海（相模湾や三浦半島、その先の太平洋）からの魚、近くで採れる野菜の入手の機会があり、私も市場や魚屋、近所の農家が直接、間接に販売する魚介類、少量生産の野菜などをしばしば購入する。黒大根という黒い色の大根などをここで初めて見た。

こういう市場や農場などの場所では、まずクレジットカードが使えない場所が多い。つまり

同じ横浜市でも、ここに転居する前に住んでいた横浜駅以北の東京寄りの横浜と、南にある相模湾よりの横浜とでは、谷戸（やと）歩きをしたり、車を走らせたりして見えてくるものがかなり違うのだ。どっちも東京に近いが、ここにはまだまだ漁村や農村の風土の趣がある。大きなスーパーマーケットやデパ地下とも縁をもてるが、そういったものはあまり近づかない「現金地域」での生活にも新たな発見や楽しみがある。

市内でよく行く小料理屋には、なぜか魚屋が経営する店が少なくなく、決してしゃれた店ではないが、さすがに魚の新鮮さはお墨つきだ。こういう店の多くもやはり「キャッシュレス」ではない。しかも、このあたりは横浜の開港とともに外国人などを対象とした、食肉、養鶏、鶏卵の生産や西洋野菜の栽培の伝統があり、文化人なども多く住んだから、いまでも野菜

などに「ハイカラ」な影響が見られるのが横浜の特徴だろう。

有名な鎌倉ハムなどは、いまは数社しか製造していないが、大正4年で全国の製造量の約7割、5年から7年にかけては約8割が旧鎌倉郡（いまは横浜市に属する）で作られていて、わが国のハム生産の圧倒的なシェアをこの地域で担っていたことになる。（『幕末明治の横浜』斎藤多喜夫著）

わが家から南に見えるJRの東海道線、横須賀線の大船駅（鎌倉市）で、いまも売られている大船軒のハムサンドは、わが国最古の駅弁のサンドイッチだそうだが、そうした日本のハ

ム生産の歴史を受け継いでいる。

なぜ大船かという点、国鉄の東海道線が開通され、後に横須賀の軍港などへの交通の整備のため横須賀線が建設され、東海道線からの分岐のため大船の駅がつくられ、その過程で、地元で製造されていたハムを使ったハムサンドが生まれたわけだ。

栄区がコロナ禍対策で 食料品等を無料配布

さて、最近のコロナ禍の影響でわれらが栄区では、初めて食料品などの無料配布を行った。区役所に行った時に開催を案内され、前から生活保護政策については、本誌でもEBTカードなどについて何回も執筆してきたこともあり、場所が近いので当日の様子を見に行った。

企業や農家からの提供のものが中心のようだ（写真）が、ドイツ製のガーキン（キュウリのピクルス）も入っていた。各種

の食品や調味料だけでなく、驚くことに各種筆記用具、手帳、ノート、封筒などの文房具や下着、タオルまである。

しかし、区民に知られていないのか、予想に反して、来場者は多くなく、一家に一人とかの制限は一応あるようだが、身分証明書の提示が必要なわけではなく、住所と氏名を簡単に書くだけで、来場者は紙袋にさまざまなお品が入ったものをまず手渡され、野菜類などは自分が欲しい物を好きなだけ選ぶことができる。ネギや大根を大量にもらうわけにもいかず、また主催者側は余っても困るようで、もつと持っていくといわれるが、遠慮気味にいただいて帰宅した。私はこのような催し物というか、「ほどこし」を見て、アメリカのSNAP（以前のフードスタンプ）を思い出した。

低所得者対策やフードスタンプ、EBTカードについては2012年から13年にかけて何度

かこの連載でも取り上げた。その頃は世にコロナのうわさはみじんもなかった。

あらためて過去に遡ると、アメリカ政府の農商務省が担当したフードスタンプや、低所得者層への食料の配布は、食料品の直接支給、紙幣に代わる紙のスタンプから、プラスチックのEBTカードへと進化し、制度として全国で使用され、定着してきている。長年の経験を経て到達したのが現在の姿になるわけだ。

EBTカードは、近年のコロナ禍のもとで発行された支給金用のEIPカードとも機能的、制度的には関係があるという私は本誌にも書いたが、つい最近の情報によると、州によっては、SNAPを受けている人には、EBTカードへ追加の支給金が入金されたという。

アメリカがEBTカードという政府が育ててきた支給ルー



▲栄区でもあった「支給品」。(写真)

ルでコロナ禍対策用の追加支給を乗せたわけだ。私が見つけたのはコネチカット州における昨年12月の事例だが、ここへきて他州でもさまざまな形でこうした試みが行われているのだろう。

キャッシュレスの経験と知恵が凝縮されたアメリカの政策

私はこのような事実に接すると、アメリカにおける政府と国民の間の支払いや支給のやりとりへのペイメントカードの活用には、同国の100年以上の実績や、現金、小切手のもち分を生かしての活用とともに、人々の知恵が厚く凝縮されていると考える。これこそが本物のキャッシュレス化であろう。キャッシュレスはこうした未曾有の時勢にも対応、進化しているのだ。

かの国は、「一日の長」どころか、「100年以上の長」を基層や基礎体力に宿していることをひしひしと感じる。そんな

お国を相手に世界最高水準のキャッシュレス化を目指すとなると、自分の国のことのようにとても思えなくなる。大国アメリカに「大和魂」で真珠湾攻撃で挑んだ日本のようなのだ。

それゆえ、最近、政府機関やマスコミが日本のキャッシュレス化が遅れているとか、デジタル化の推進の必要を声高に主張したりするが、こうした政府を中心とした制度設計のこれまでの彼我の差を正しく理解することなしに、数値目標を立てたり、十分な学習をしないで決まり文句を並べたりするのには、私には大きな抵抗がある。

私が本稿の冒頭で紹介した無料配布は、地元の区での行いであり、こうした政策や努力をまったく評価しないわけではなく、アメリカばかりを賞賛したり、うらやましがったりするわけではないが、こうした日本の市町村での試みと、日米、あるいは日本と外国の制度をさまざま

まな角度から比較したくならざるを得ないのだ。

はつきりいえば、日本の制度は小手先ばかり、そして調べたり、申請したりしないとけない、あるいはそのような制度があることを多くの人が知らないことが問題だろう。開催者のご努力は多しなればならないが、なにしろ多くの区民、市民が自分の区で何が行われているのか知らないのだ。

無料で受けられる制度なら多数の人が集まり、円滑な実施が困難になるためか、それだけの配給物の用意ができないからか、不公平な分配から生じる混乱を恐れたためか、区役所のそばの小部屋で何となくひっそりと行われているような気がするのだ。

地元横浜にも押し寄せたプレミアム商品券ブーム

地元の横浜市の一つの区の話題をまずご紹介したが、続いて

昨年かなり発行されたプレミアム商品券というものの実態について、横浜を例にして触れてみたい。当地では以下のようなものが発行された。

① 横浜中華街プレミアムデジタルギフト(デジタル商品券) 横浜中華街発展会協議会とアットヨコハマ(神奈川県オールトヨタ販売店)が発行。販売は昨年4月6日から、利用は4月から12月末日まで。約50店で使用可能。1000名限定。プレミアム商品の総額は100万円分。1000円×4枚合計4000円を3000円で購入。会計時にスマートフォンでデジタルギフトに電子スタンプを押してもらう。利用できるのは、江戸清、王府井本店、重慶飯店新館、本館など。

② 伊勢佐木モール プレミアム付商品券(紙の券のみ) 実施期間は21年11月から22年1月30日まで。1セット500円券×12枚(6000円相当)

を5000円で販売。一人5冊まで。4丁目のクロスストリートで販売。いせ一、有隣堂、ABCマートなどで使用可。

③ 千葉県松戸市プレミアム付商品券

発行総額19億5000万円、発行数15万セット。再抽選約6000セット。購入は抽選方式。デジタル商品券(スマートフォンを使用。12万セット)とカード型(プラスチック型カードに表示されたQRコードを提示する非接触型。3万セット)。1セット1万円。今年3月末まで使用可。プレミアム分3000円が付いている。1387店で使用可。

④ ふじさわ元気回復デジタル商品券

21年12月発行。1セット5000円。額面6000円。一人6セットまで。

⑤ 小田原駅前東通り商店街プレミアム付きデジタル商品券 6500円分の商品券を50

00円で購入。5000円×8000口。総額400万円。昨年4月から8月まで。QRコード決済。一人6口まで。クレジットカードでの購入可。

このほか、東京都大田区、狛江市(デジタル商品券と紙の商品券)などにもあり、滋賀県の商品券は周知不足か売行きが低迷しているようだ(京都新聞)。

商品券には、一般にデジタル型、紙型、カード型の3種があるようで、併用型(選択)もある。小規模なものが多い。規模の相違はあるが、多くは景気の刺激には役立っていないのではないか。

中国は電子消費券で消費を喚起

中国の電子消費券については日本のマスメディアでも度々取り上げられているが、普及度には地域差がかなりあるようだ。広東省各市は消費喚起のため総額10億元(176億円)の消費

券を配布。一枚当たり、10元、20元、50元に設定されていた。市民はアリペイ、ウィーチャットペイで消費券を受領、主に飲食、農産品の購入、観光などに使用した(JETRO 20年4月28日ビジネス短信) 湖北省の湖北省消費券も10億元分を発行しており、割引券として使用できる(日経×トレンド 21年10月14日)。

北京の住民に直接取材したところ、自分は消費券をもらったことがない。知り合いに聞くともらった人はいない。京東、苏宁電気、アリペイやウィーチャットペイなどの商店アプリに登録したことによってもらえ、ネット店で電気製品を購入する際に利用できるとのこと。遼寧省の瀋陽市では市民全員に配布するのではなく、ネットでの抽選によってもらえる

が、なかなか当たらないので、皆関心をもっていない由。台湾では、振興五倍券(50

00元振興券。約1万9500円)というものが昨年末に発表された。デジタル方式と紙の振興券の2種類があり、デジタル方式の場合は、モバイル決済、スマートカード(ICカード乗車券など)、クレジットカードのどれかを選び、リンクされたそれぞれの業者のページで振興券を紐付ける。昨年9月から今年4月30日まで実施(TAIWAN TODAY 21年12月1日)。

中国でのデジタル消費券の発行に対して野村総研の李智慧氏は、「消費の回復を牽引した」との高い評価をしており(ビジネスチャイナ 21年5月27日及び「チャイナイノベーション2」日経BP)、李氏が指摘するように、中国の消費券は「当初、早い者勝ちか抽選のいずれかの方法で配布されるのが一般的だったが、その後配布先の指定をするようになった」という。

また、李氏によると昨年の6

月時点でデジタル消費券を発行する都市は200を超えるそう
だ。

こうしたデジタル消費券の原
資は、地方政府やアリババやテ
ンセントなどのメガテックから
出ていることが多いようだが、
日本のモバイル決済とキャッシュ
ユレスでのポイント還元での企
業と政府の結びつきなども、こ
うした方法に学んだものであ
るか。

物議を醸した 臨時特別給付の支給方法

さて、話を「子育て世帯への
臨時特別給付」に戻そう。この
給付金の支払方法に関しては、
これまでさまざまな議論が沸き
起り、度々の政策の方向変更
が報道された。「NHK政治マ
ガジン 21年12月28日号」(特
集記事)ではこれまでの動きを
コンパクトにまとめている。

この記事の小見出しを並べ
て、この問題の経緯を追って

こう。

- ・10万円給付、異例の方向転換
なぜ?(結局政府は現金一括
払いを全面的に認める結果と
なった)
- ・10万円給付の始まりは?(当
初全世帯への給付を目指して
いた公明党)
- ・なぜクーポン?(子育て関連
の商品やサービスに使い道を
限定したクーポン)
- ・巨額の事務費1200億円?
(10万円を現金で一括して支
給するより900億円経費が
高い)
- ・方向転換の舞台裏。
- ・加速する流れ全面的な方向転
換

地方の反応は?(名古屋市長
の河村たかしは、「現金とク
ーポンのどちらでもいいとな
れば、皆さん当然、生活に困
っている人も多くいるので、
現金がいいということにな
る。江東区長の山崎孝明は、
「(東京23区で)クーポンはゼ

口。考えてみれば、誰でも早
くもらいたい。手っ取り早く
て誰もが喜ぶのは現金」と発
言。

子どものための10万円になる
か?

この記事は、「10万円が本当
に子どものために使われたのか
という視点で引き続き取材を進
めたい」で締めている。

支給金の金額はともかく、支
払方法については最初から批判
が多かった。弁護士橋本徹氏
やタレントの谷原章介氏なども
テレビ番組で、子供が多いとい
う理由だけで自分たちが数十万
円もらえることの不合理性を訴
え、橋本氏は「経済対策なの
か、困窮者救済対策なのか、子
育て対策なのか目的がまったく
わからない」「天下の愚策」「本
当に腹立たしい」「子育て支援
なら来年子供を生む人には給付
金は入ってこない。こんな不公
平な扱い方はあつてはならな
い」と主張していた。

曖昧になった 臨時特別給付の目的

11月のフジテレビ「日曜報道
PRIME」で日本維新の会の吉
村副代表は、「18歳以下の全員
に配るより、たとえば経済的に
厳しい一人親世帯に配るべき
で、この政策は収入が非常に厳
しくなった人のために行うとい
うことを明確にすべきだ。政策
について国民への説明が決定的
に不足している」、国民民主党
の玉木氏は「困窮世帯への支援
であるならば、子供のいない困
窮者や独身者は救われたい」と
述べた。

こうした各氏の疑問は、私が
感じていたものとはほぼ同じで、
現金5万円、クーポン券5万円
分という支給方法も理解しがた
いものだった。

子育てに使用方法を限定する
クーポンとはどのようなものな
のか、イメージしにくい。説明
が不足していた。

あるマスコミは、学習塾の費
用のクーポン券での支払いまで
あげていた。学習塾がいいなら
ピアノやバレエ、タレント養成
学校もいいのか。パソコンの購
入は。教育番組を見るためのテ
レビは。本屋で買う本は漫画で
もいいのか。そういったものを
子育て用かどうか判別できるの
か。冷蔵庫は子育てに使わない
のか。自転車は。クーポンは金
券ショップで売り買いされるの
ではないか。クーポンを使用で
きる店がない地方では現金を支
給してもいいという。不公平で
はないのか。クーポンとは紙の
券なのか。また、どこかの企業
とのタイアップ計画が潜んでい
るのか。などなど疑問や問題が
浮かぶ。子育てに限定した支給
などというものは非常に店頭で
の取扱いに困難さを伴うだろ
う。

18歳以下の子供が何人もいる
家庭の場合だつて、同じだ。支
給金を何十万円ももらつて、お

父さんの飲み代やパチンコ代、
車のローンの支払い、旅行代金
に使われてもおとがめはなから
う。赤ん坊にはこれは私のため
に使用すべきお金と主張もでき
まい。したがって、表向きの支
給目的と実際の支給金の使用内
容は、相当に違ったものになる
だろう。

要するに家族もちの家の経済
は、子供のためなどと支給金の
一部を完全に分離できるもので
はあるまい。こういった給付金
が時期的に昨年の選挙対策に利
用されていたとしたら、本末転
倒で何をかいわんやである。結
果として子育て支援のための5
万円はなくなつてしまったのだ
から。名目や大義名分を失い、
使途は関係なくなる。

香港の給付金の 制度設計に学ぶ

さて、この18歳以下に対する
支給だが、ここで香港での支給
金の実情について見てみよう。

香港では一昨年6月に18歳以上
の居住者に対し、現金で口座振
込の形で支給金(現金發放計
画、Cash Payout Scheme) 1
人当たり1万香港ドルが登録後
すばやく支払われた。

昨年の夏に第2回目の支給と
して、5000香港ドルが消費
券(消費券計画、Consumption
Voucher Scheme)という形で
支給された。支給対象はやはり
18歳以上の香港居住者である。
今回は現金ではなく、アリペ
イ、ウィーチャットペイ、オク
トパス、モバイルウォレットの
Tap&Goの4種が選ばれた。支
給金には使用の期限があるし、
2回目は景気刺激策なので、貯
蓄に回らないようモバイルウォ
レットやプリペイドカードへの
支給となった。

この18歳以上に対する給付と
いう支給条件と、わが国の18歳
以下への支給には、いかなる違
いがあるのだろうか。国情の相
違があるとはいえ、この「以

上」と「以下」には、一見した
ところ政策上、あまりにも極端
な差があると感じる人が多いだ
ろう。

そのうえ、日本では「子育て
支援の5万円」はなくなつてし
まったのだから、「子」を意味
する「18歳以下」の意味も相当
に失われたと見るべきではない
のか。すると18歳以下の子供を
もつ父親は、18歳以上の子供し
かない父親より、公費、つま
りわれわれが支払った税金によ
つてパチンコができることにな
るのか。

このような制度設計の甘さ
や、目標が定まらない政策はこ
との性格をゆがめ、公平性や平
等性を失わせるものだろう。も
つといえ、こうしたことはモ
ラルの低下だつて招来する可能
性がある。私などには理解し
がたいことがあまりに多い。新
型コロナはさまざまなことを考
えさせる。